

萩 情 審 第 7 号

令和8年8月13日

萩市長 田中 文夫 様

萩市情報公開審査会

会長 長谷 義明

審査請求（諮問）に対する答申について

令和8年4月17日付け萩総第43号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

令和4年6月15日付けで審査請求人から提起された令和4年6月8日付け萩会第1号による不開示決定に係る審査請求に対する諮問について

1 審査会の結論

萩市長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が令和4年6月8日付け萩会第1号で行った不開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、全部開示することを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求の理由について、概ね、次のように主張する。

ア 萩市から新本籍地である宇部市、旧転出地の福岡市城南区、旧本籍地朝倉市に通知する際にどのようになされていたのか確認する必要がある。

イ 戸籍の改製原附票に疑義があり、閉鎖した旧姓名義の口座への公金の振込は審査請求人の法的権利の担保を侵害している。

3 実施機関の弁明の要旨

実施機関が、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 開示文書について

本件処分に係る情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）により開示を求められた文書（以下「本件開示文書」という。）は、平成16年（2004年）1月30日に審査請求人の旧姓名義の口座に萩市収入役から行われた公金振込の内容が分かる書類等である。

(2) 本件処分について

本件処分は、萩市情報公開条例（以下「条例」という。）第12条第1項第1号の規定により、情報を保有していないため不開示としたものである。

(3) 条例第12条第1項第1号の該当性について

本件開示文書は、萩市文書取扱規程第32条第1項第3号キの規定により、保存期間は5年とされている。本件開示文書は、平成15年度の振込に係る書類であり、既に保存期間を経過し、廃棄されている。また、財務会計システム等の電子データについても同様に保存期間経過後に消去されており、開示請求のあった時点において、既に文書等を保有していない。

以上の理由から、本件開示文書は不存在であり、条例第12条第1項第1号に該当することは自明である。

4 審査請求人の反論の要旨

審査請求人は、結婚と同時に当該口座を解約しているにもかかわらず、実施機関は当該解約口座へ公金を振り込んでいる事実がある。これは金融機関と行政が結託した不法行為であり、改ざんや隠蔽が行われている。不作為の違法確認を提起する旨を主張する。

5 実施機関の再弁明の要旨

審査請求人が反論書において主張する「金融機関と行政の結託した不法行為」や「公文書の改ざんや隠蔽」の疑いについては、本件不開示決定処分の妥当性を審理する情報公開制度の枠組みにおいて審理される事項ではない旨を主張する。

6 審査請求人の再反論の要旨

実施機関が、公金振込の違法性や金融機関との不法行為の有無について、審理される事項ではないというのであれば、審査請求人に対して行った教示の内容自体が、そもそも誤っていたことになるため、誤った教示を行った場合の救済を求める旨を主張する。

7 実施機関に対する意見聴取の概要

審査会は、令和8年7月10日、条例第25条第4項の規定に基づき、実施機関である会計課職員に対し、意見聴取を行った。実施機関は、要旨以下のとおり説明を行った。

- ① 本件開示文書は萩市文書取扱規程に基づき保存期間 5 年を経過し、既に書庫から適正に廃棄されていることを再度確認している。
- ② 電子データの存否及び復元可能性については、平成 17 年の市町村合併前のデータが保存されていた当時のサーバー自体を、合併後の新システムの運用安定化を待って、平成 26 年 9 月 6 日に業者へ引き渡しのうえ処分しており、バックアップデータを含め、物理的・客観的に復元不可能な状態であることを情報システム所管課である情報政策課（現：デジタル政策課）にも確認している。
- ③ 指定金融機関への確認可能性については、金融機関側で確認できる情報は、金額及び振込依頼人名に限られ、振込内容そのものを確認することは不可能である。
- ④ 本件については、平成 16 年 1 月 30 日の振込時から令和 4 年 3 月中旬頃に審査請求人から最初の問い合わせがあるまで、事案が顕在化・問題化した事実はないため、日常の業務における個別の引継ぎは行われていなかったが、問い合わせがあった以降の対応経緯については時系列で記録を残し、会計課内で厳格に情報共有及び引継ぎを行っている。

8 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、第 1 条で定めるように、市がその諸活動を市民に説明する責任を持つことにかんがみ、市の保有する情報の公開について必要な事項を定めることにより、行政の透明度を高めるとともに市民の市政に対する認識と信頼を深め、もって市民参加のまちづくりの推進に資することである。この条例の目的を達成するために、第 3 条第 1 項で、実施機関は、条例の運用に当たり、情報の開示を請求するものの権利を最大限尊重すること、また、同条第 4 項で、市民の市政に関する理解を深めるために必要な情報を自ら市民に積極的に提供しよう努めなければならないと規定されている。

一方で、第 12 条第 1 項第 1 号の規定において、開示請求に係る情報を保有していないときは、情報を保有していないことを理由として、その情報を不開示とすることを書面で通知しなければならない旨を規定している。

(2) 本件開示文書について

本件開示文書は、平成16年（2004年）1月30日に審査請求人の旧姓名義の口座に萩市収入役から振込があった内容が分かる書類等であるところ、実施機関は、いずれの情報も保有していないため、条例第12条第1項第1号に該当するとして、本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分の取り消しを求める審査請求を行った。

以下、実施機関への意見聴取及び事実確認の結果を踏まえ、本件処分の条例第12条第1項第1号の該当性について検討する。

(3) 条例第12条第1項第1号該当性について

ア 萩市文書取扱規程による保存期間について

本件開示文書は、予算執行伺、支出負担行為票、支出命令書、歳出予算整理簿、調定票その他予算、決算及び出納に関する文書であり、萩市文書取扱規程第32条第1項第3号キにおいて、その保存期間は5年と定められている。

イ 保存期間の満了・経過による本件開示文書の不存在について

本件開示文書は、平成16年（2004年）1月に作成されたものであり、平成15年度（2003年度）が作成年度となることから、同規程に定める5年の保存期間は平成20年度末（2008年度末）の経過をもって既に満了している。本件開示請求が令和4年（2022年）6月に行われた時点において、作成から既に約18年が経過しており、保存期間満了時から13年以上という極めて長期間が経過している。このような経過年数を考慮すれば、実施機関が紙の文書のみならず、財務会計システム等の電子データについても、保存期間経過後に適正に廃棄の手続をとったとする説明は、適正な文書管理及び事務の効率化の観点に照らしても不合理ではなく、実施機関が現在もなお本件開示文書を保有すべきものであると評価するのは困難というべきである。

また、前記7のとおり、当審査会において実施機関に対する意見聴取及び事実確認を行ったところ、実施機関は本件開示文書が組織内に存在しないこと、電子データについても、当該振込データが格納されていた当時の旧サーバー自体が、平成26年9月6日をもって物理的に廃棄されている

ことを慎重に確認している。

これら、実施機関が本件開示文書を保有していないとする理由に、特段、不自然・不合理な点は認められず、保存期間経過後に適正に廃棄が行われたとする説明について、実務上の不備はないと認められる。

したがって、実施機関が本件開示文書を現に保有しているとの事実は認められず、本件開示文書は不存在であると認めざるを得ない。

ウ 小括

以上の理由から、本件開示文書を条例第 12 条第 1 項第 1 号の規定により不開示とした決定は、妥当であると判断した。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、前記 4 及び前記 6 のとおり、過去の公金振込の違法性や、金融機関と行政の結託、改ざんや隠蔽の疑い、また実施機関による教示の誤り等について主張している。

しかしながら、条例に基づく審査請求の手続きにおいて審理されるべき点は、あくまで「開示請求のあった時点で、実施機関が本件開示文書を現に保有しているか否か」であり、本来、当審査会において審査及び判断されるべき事項もこの点に限られるものである。

また、審査請求人は、本件が審理対象外であるならば実施機関の当初の教示自体が誤りである旨主張しているため、念のため検討するに、実施機関が情報開示等決定通知において行った不服申立てに関する教示の手続きは、関係規定に基づき適正になされていることが認められ、手続き上の瑕疵や不備は存在しない。

したがって、これらに関する審査請求人の主張は、反論書、再反論書等の各内容を十分に斟酌しても、当審査会の上記判断を左右するものとは認められない。

(5) 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件処分については、条例第 12 条第 1 項第 1 号に該当すると認められるので、本件開示文書を保有していないとして不開示とした決定については、妥当であると判断した。